

令和 8 年度
松本市社会福祉協議会
事業計画書

社会福祉法人 松本市社会福祉協議会



目 次

令和８年度事業計画策定にあたって	1
I 地域福祉の推進	3
1 地域福祉活動の推進	4
2 ボランティア活動の推進	6
3 生活支援体制の構築	8
4 福祉団体の運営・活動支援	10
5 児童・高齢者福祉の推進	10
II 暮らしの支援と権利擁護	12
1 生活・就労の支援	13
2 権利擁護の推進	14
III 介護サービスの提供	15
1 安定経営に向けて	15
2 介護保険サービス等事業	16
IV 障がい者福祉の推進	18
1 障がい者在宅支援	19
2 児童発達支援	19
3 日常生活・地域活動支援	19
4 就労継続支援	19
5 共同生活援助 グループホーム(井川城「にじの家」水汲「つむぎの家」) …	21
6 安全利用の取組みと地域・団体等連携	21
V 組織の基盤強化・発展	22
1 組織管理・運営	22
2 人材の確保・育成・労務管理	23

令和8年度事業計画策定にあたって

【松本市社会福祉協議会の使命】

私達は、誰もが安心して、自分らしく暮らし続けることができる、福祉のまちづくりを推進します。

1 社会福祉を取り巻く状況

現在、わが国の社会福祉は、団塊の世代が75歳に達する2025年問題を迎え、介護ニーズの増加や深刻な担い手不足をはじめ、近隣とのつながりの希薄化、身寄りのない高齢者の増、児童虐待など、多岐にわたる課題を抱えています。

加えて、昨今の物価高騰、最低賃金の上昇は、経済活動に大きな影響を及ぼし、経営が逼迫する企業が増えています。福祉業界においても、人件費の増額に対し、主な収入となる国からの介護報酬や地方自治体からの助成金等の増額が見込めず、その結果、人材の確保ができず、事業の縮小も考えていかなければなりません。そのため、福祉サービスの安定的な供給に影響を及ぼすほか、福祉の手を必要としている方々に必要なサービスが届かない状況になることが予想されます。

そのような中であって、社協は、社会福祉法に定められた「社会福祉を推進する団体」として、単なる福祉サービス提供の中心的役割を果たすのではなく、地域における様々なニーズにきめ細かく柔軟に対応し、地域の重要な社会資源としてますます力を発揮することが求められます。

2 基本方針

本会の「使命・理念・基本目標」に基づき事業を推進し、地域における支え合いの仕組みづくりと、住民一人ひとりの生活課題の解決に向けて、多職種が連携して取り組みます。

3 理念の実現にあたって

持続可能な法人運営を維持し本会の使命を果たしていくため、昨年度は新たな人事・給与制度への移行や組織のスリム化を行い経営の安定化を図り、引き続き持続可能な組織運営を行います。

また、市民の皆さんに対し、本会の活動をわかりやすい形で広報することで、地域や個別の福祉課題の解決につなげます。

理念１：人と人とのつながりが広がる社会の実現

～地域の中で、人と人との様々なつながりがより多く広がることで、孤立する人のいない社会の実現を目指します。

第５期松本市地域福祉活動計画の初年度として、地域の様々な人たちがつながり、住民主体での地域福祉活動の推進を支援します。

地域における生活課題の解決のために、ボランティア活動や有償生活支援事業を推進し、住民相互の助け合いの仕組みづくりに取り組みます。

理念２：利用者の想いに寄り添う福祉サービスの実現

～個人の尊厳を守り、利用者の自己決定が尊重される質の高い多様な福祉サービスの実現を目指します。

(1) 介護サービスの提供

介護保険制度及び本会の理念に基づき、利用者の尊厳保持と自立支援を念頭に、質の高い介護サービスを提供します。また、これからの介護保険制度の方向性を適切に捉え、持続的な事業運営に向けて、計画的に各サービスの事業を展開します。

(2) 障がい者福祉の推進

本会の障害者支援方針に基づき、一人ひとりの個性を尊重したサービスの提供を行います。施設が、共に考え、共に生き、共に笑える場所となるよう、職員の資質向上を図り、チーム力を高めます。

また、地域共生社会の実現に向けて、住民との交流を活性化し、障がい特性についての理解を促進します。

理念３：地域に根ざした福祉ネットワークの実現

～地域福祉・生活福祉・在宅福祉・障害福祉の支援体制を充実させ、関係者間の連携強化により、より幅広いネットワークの実現を目指します。

経済的に困窮している世帯をはじめ、障がいやひきこもり等により就労に困難を抱えている方の支援を、関係機関と連携して行います。支援を必要としている人へ積極的に働きかけ、アウトリーチによる伴走型の支援で日常生活の安定と社会参加を促進します。

また、認知症や障がいなどで判断能力が不十分な方の権利を擁護し、生活を守るために、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の活用を推進します。

Ⅰ 地域福祉の推進

基本目標

- ボランティアや児童生徒も含め、住民の誰もが参画する、地域福祉のコミュニティづくりのため、新たな発想と視点による福祉活動に取り組みます。
- 地域・生活・在宅・障害の各福祉部門において、様々な福祉ネットワークを構築するため、積極的な地域連携・多職種連携を進めます。

◆ 重点目標

1 第5期松本市地域福祉活動計画の策定と推進

5か年計画の初年度となる第5期松本市地域福祉活動計画（以下「第5期計画」という。）を指針として、各地区での地域福祉活動の取組みが充実するように、地区担当職員・地区生活支援員が本会事業の活用提案などにより積極的に関わります。

2 ボランティア活動の推進

ボランティア事業運営方針に基づき、地域に開かれたボランティアセンターの機能を充実させ、地域の担い手となる人材育成を行う拠点として引き続き事業を展開します。

3 生活支援体制の構築

各地区に配置している地区生活支援員が、地域住民や関係職員等と連携し、地区での高齢者等の日頃の困りごとを支援する支え合いの体制づくりと強化に取り組みます。

また、支え合いの仕組みの一つである有償生活支援事業（つむぎちゃんサポート）について、各地区に配置されている地区生活支援員が中心となって事業に関わることで、地区の支え合いの体制を強化します。

◆ 事業概要

1 地域福祉活動の推進

令和8年度から12年度までの地域福祉活動の指針となる第5期松本市地域福祉活動計画を策定しました。この計画では、地域福祉の推進については地域に暮らす住民の皆さんが自主的・主体的に携わり、松本市社協がその取組みにあたって協働し、後押しをすることとしています。策定した計画を基に地域の実情に合わせて、地区担当職員・地区生活支援員が支援メニューの活用の提案などにより積極的に関わります。

新 (1) つむぎちゃんプラン助成金のリニューアル

ア 社協会費を財源に、各地区の福祉活動充実を目的とした「つむぎちゃんプラン助成金」について、令和8年度から内容を見直して実施します。

イ 地区担当職員による「つむぎちゃんプラン助成金」を活用した事業の企画、運営の支援や助成金の活用方法の情報提供により、「つむぎちゃんプラン助成金」を地域の実情に応じて柔軟に活用できるように支援します。

【つむぎちゃんプラン助成金の内容】

事業名	事業内容
地域活性化事業	a 地区課題の把握・解決 地区ニーズや課題の把握、課題解決の取組みの検討会議や研修、調査や集計等に関する活動
	b ボランティア等人材育成 ボランティア等の人材育成・発掘を目的とした、住民主体による生活支援の仕組みづくり
	c 住民学習サポート 住民の福祉（介護含む）知識・意識向上のための講座、研修、教室、広報等に関する活動
	d 見守り・支え合い 身近な範囲で、支援が必要な人（子どもから高齢者まで）を見守り、支えるためのネットワークづくりに関する活動
	e 地域ふれあい推進 子どもから高齢者まで、誰も孤立しない地域づくりのための「サロン」、「カフェ」等の身近な場所づくりに関する活動
マップ作成事業 (町会単位)	「見守りささえあいマップ」や「防災マップ」の作成に関する活動
地域ふれあい推進 事業(町会単位)	町会単位でのふれあいサロン等の運営に関する活動
住民主体事業	住民が主体的に取り組む、地区内の子どものから高齢者までの地域福祉に関する活動

(2) 住民同士の支え合いによる地域福祉支援の推進

地区担当職員と地区生活支援員が共に地域福祉活動に参画し、引き続き各地区の地区社協(支会)及び分会社協(町会)等が自主的・主体的に行う地域福祉課題の解決に向けた取組みを支援します。

ア 地域デビュー講座の開催

地域福祉やボランティアに興味がある市民や、自らの技能や知識を地域での活動に活かしたい市民が、地域福祉活動について幅広く学び、具体的に地域福祉活動に取り組むきっかけとするための講座を開催します。また、地区・町会単位で開催する地域デビュー講座の開催を支援します。

【内容】 ボランティア活動、世代間交流、地域の居場所づくり等の実践活動についての講義と実習

イ 高齢者サロン「ぷくぷくの家」の活用(四賀地区) 高齢者サロンをはじめ、幅広い年代層が楽しく集える地区住民の集いの場を提供し、併せてニーズ把握の場、それに伴う担い手作りの場づくりを進めます。

ウ 見守り安心ネットワーク事業

(ア)「ささえあいマップ」事業

常会や隣組等の小地域で住民同士が、要支援者の見守りや災害時における避難支援について話し合い、情報を共有して進める「ささえあいマップ」事業について、本会が作成した「ささえあいマップ作成支援パンフレット」を活用して地域の実情に合った取組みを支援します。

また、松本市が進める「個別避難計画」と、「ささえあいマップ」の手法等を通じて連携します。

(イ)「もしもの時の玉手箱」(緊急連絡先把握の仕組み)の情報更新(四賀地区)

(ウ) 見守り体制の構築

有償生活支援事業(つむぎちゃんサポート)など、地域における支え合い事業の利用を促進することで、住民による見守り体制の構築を進めます。

(3) 福祉啓発活動

各種講座の開催、松本市社協の広報誌「つむぎちゃん通信」発行等により、福祉活動の広報と啓発に努めます。

ア つむぎちゃん講座の実施

社協独自の福祉学習会「つむぎちゃん講座」として、地区・町会等やサロンなどの行事において、地区担当職員等が、防災、傾聴、エンディングノート、いきいきサロン、ささえあいマップ事業等の講座を行い、介護・障害部門の職員が、介護保険のしくみや障がい者の地域とのつながり等の講座を行います。

イ 被災地復興活動講座の開催

災害を経験し、その後の復興活動に携わってこられた方や団体等から避難生活体験談を伺うことを通じて、災害時の備えや、日頃からの助け合い、支え合いの重要性について考える講演会等を開催します。

ウ 電話でお金詐欺（特殊詐欺）被害防止対策電話でお金詐欺による被害が後を絶たないことから、社協つむぎちゃん劇団で啓発するとともに、地区担当職員・地区生活支援員が、ふれあいいきいきサロン等地域住民が集う行事において注意喚起を行います。

エ 「つむぎちゃん通信（広報誌社協まつもと）」の発行

松本市社協の広報誌である「つむぎちゃん通信」を年4回発行します。

より多くの地域住民に関心を持っていただくため、親しみやすく・わかりやすく・読みやすい記事となるよう紙面や構成を工夫し、社協の紹介や、意見募集、社協会費・共同募金・日赤活動資金の使い道などを掲載し、情報発信力を強化します。

オ 市社会福祉大会の開催

長年、地域福祉に尽力された方を表彰し、「地域福祉」を参加者全員で考える機会とする社会福祉大会を開催します。

カ 共同募金、日赤活動資金、社協会費の周知

(ア) 募金等の目標額、使途、取りまとめ等について、つむぎちゃん通信等さまざまな手段で周知を行うほか、松本市町会連合会へ募金等へのご理解・ご協力を得られるよう働きかけます。

(イ) 共同募金、日赤活動資金の街頭募金を実施することにより、募金活動を周知・啓発します。

(ウ) 「地域福祉活動事例発表会」の開催

社協会費や共同募金の仕組み等についての理解を深め、また参考となる地区の取組みを紹介する事例発表会を開催します。

キ 福祉教育の取組み

(ア) 高校、小中学校、児童センター等での福祉教育の実施

障がい者等の協力による講話や車いす・アイマスク等の体験等を通じ、児童生徒が自ら福祉について考える体験学習の実施

(イ) 小、中、高等学校、養護学校を対象にした社会福祉普及校への助成

(ウ) 社会福祉普及校連絡会の開催による連携強化

(エ) 各地区、町会のサロン等「集いの場」において、福祉体験等を通じ、福祉について考える体験学習を実施

2 ボランティア活動の推進

(1) 活動基盤の整備

ア ボランティア活動に関する相談、活動情報の提供

活動の希望内容に合わせて、活動先や活動内容の提案を行います。

また、活動情報や講座の案内等の周知により、地域の担い手であるボランティア参加者を募ります。

イ ボランティアを依頼したい方への相談及び情報の提供依頼内容に合わせて、ボランティアやボランティア活動団体についての紹介を行います。また、活動情報の積極的な周知により活動を充実させます。

ウ ボランティア活動者とボランティア依頼者との需給調整

活動の希望者と依頼者のニーズを把握し、マッチングを行います。また、活動結果を積み上げてその後のマッチング調整に反映します。

エ 市民活動サポートセンターとの連携

ボランティア情報の共有や、ボランティア関連講座を共同開催します。

オ ボランティア事業運営方針に沿ったボランティアセンターの活性化

ボランティアグループや地区ボランティア部会、学生ボランティア活動等と連携、交流を日常的に進めるとともに、多機関が情報を共有し、協働できるように情報交換の機会を設けます。

カ ボランティアセンタールームの活用

ボランティア情報の提供・交換やグループのミーティング・交流、また研修・セミナー、ボランティア関連の作業を行う場など、ボランティアセンタールームをボランティアの拠点として活用します。

キ 調査・研究活動の推進

ボランティア活動の傾向やニーズについて、ボランティア活動保険加入時の確認によるアンケートや、SNSを活用した調査・研究を行い、今後のボランティアセンターの活動に反映します。

ク ボランティア保険の周知及び加入促進

ボランティアに安心して活動していただくため、ボランティア保険の周知により加入を促進します。

(2) 交流促進と担い手の育成

ア 松本市ボランティア交流集会の開催

ボランティア間の情報交換を毎年行うことで、活動の活性化や、全体のボランティア活動を底上げするために交流会を開催します。

イ ボランティア「ありがとう」の集いの開催

日頃からボランティア活動に取り組まれている方々に感謝の気持ちを伝え、今後の活動の活力にさせていただくとともに、活動者同士の交流と情報交換の場とするためにボランティア活動を支援する集いを開催します。

ウ ボランティアコーディネーター研修への参加

市民のボランティアへの関心と理解を深め、その思いとニーズを適切にコーディネートできるように、ボランティアコーディネーター研修等への参加により資質向上を図ります。

エ ボランティア講座の開催

ボランティアに関心がある方や、既存のボランティアグループ等の活動者を対象にスキルアップや担い手育成等の講座を開催します。

(3) 災害に備えた体制づくり

ア 災害ボランティアセンター設置・運営訓練

イ 協力団体等との連携強化、協定締結の推進

ウ 災害ボランティアセンターサポーターの募集と情報交換会の開催

非常時の災害ボランティアセンターの設置・運営に備え、災害ボランティアセンタースタッフとして協力していただける市民（災害ボランティアセンターサポーター）を募り、研修・訓練を充実させるとともに、サポーターや防災関係者と情報共有などを密に進めていきます。

エ 災害ボランティア登録者の推進

令和6年1月1日発災の能登半島地震等の状況を踏まえ、被災後すぐに外部からのボランティア支援が見込めないことも想定し、地元ボランティアとして活動できる市民を募り、松本市または近隣で被災した場合のボランティア人材を確保します。

(4) ボランティア活動の場の提供

さまざまなボランティア活動を紹介し、支援していくことで、誰でも気軽にボランティア活動に参加できる機運を高めていきます。

ア 社協つむぎちゃん劇団

ボランティアによる劇団員が、地区内の町会サロンやイベント等で、地域住民と一緒に「電話でお金詐欺被害防止」や「認知症になっても、安心して暮らせる地域づくり」等の寸劇を行うことで、地域の皆さんにとって楽しく、わかりやすい方法で福祉啓発を行います。

また、新たな演目（防災、見守り等）の公演に向けて取り組みます。

イ 炊き出しキャラバン隊

希望する地域、イベント等にボランティアによる「炊き出しキャラバン隊」が出張し地域住民と一緒に炊き出しをすることで、子どもや高齢者等への食事支援、地域交流のきっかけづくり、防災・減災意識を啓発します。

3 生活支援体制の構築

(1) 生活支援体制整備事業

地区生活支援員と地区担当職員が、高齢者等の生活支援・介護予防の体制づくりを進め、住み慣れた地域で安心して暮らしていただける社会の構築を目指して、住民及び関係機関と連携し、各地区の実情に沿ってニーズ把握や担い手の育成、地区独自サービスの立上げやコーディネートを行います。

ア 困っている高齢者等を把握し、既存のサービスや活動につなげる。

イ 不足するサービスの創出や課題解決のための仕組みづくり

ウ 担い手の育成・グループ化

(2) 有償生活支援事業（つむぎちゃんサポート）

各地区の地区生活支援員が、地区内でのつむぎちゃんサポートの協力会員と利用会員のマッチング等を行い、また、各地区において地区担当職員と地区生活支援員がつむぎちゃんサポートの周知啓発、利用促進等を進めることで、全ての地区において住民相互の助け合いの仕組みの構築を進めます。さらに、地区生活支援員が地区でのつむぎちゃんサポートの窓口として地域住民や関係機関との対応を迅速に行うことで、地域にとってより身近な事業となるよう引き続き進めます。

同時につむぎちゃんサポートのサービスの見直しを行い、持続可能な事業継続に向けた取組みを行います。

- ア 住民への広報、事業説明会の実施
- イ ニーズの把握、利用促進
- ウ 協力会員の発掘と研修会の実施
- エ サービスの受付・事前調査
- オ サービスのコーディネート、事後調整
- カ 利用料の収受、報酬の支払い（本所業務）

(3) 生活支援事業の実施

- ア 福祉有償運送サービス・公共交通空白地有償運送サービス事業

公共交通機関を利用することが困難な高齢者・障がい者等の日常生活の利便を図るために有償運送サービスを行います。

- イ 高齢者等訪問給食サービス事業（受託事業）

高齢者・障がい者等世帯の食生活の維持と見守りのため食事を配達します。

- ウ 軽度生活援助事業（受託事業）

一人暮らし高齢者や高齢者世帯へ生活援助員を派遣して、草取りや周囲の片づけなど簡易な作業を行います。

- エ 「ふれあいの家」（奈川地区）の管理運営

奈川地区における一人暮らし高齢者の不安解消・自立を図る居住施設と、高齢者等の生きがいと健康増進の活動の場としての広間を併せ持つ施設の管理運営を行います。

- オ 奈川社会就労センターの運営

奈川地区内において身体上若しくは、精神上の理由又は世帯の事情により就労能力の限られている要保護者等に対し、就労又は技能習得のために必要な機会を提供し自立を支援します。

4 福祉団体の運営・活動支援

(1) 共同募金及び日本赤十字社事業の推進

長野県共同募金会松本市共同募金委員会・日本赤十字社長野県支部松本市地区の事務局として運営事務や集金事務を担うとともに、戸別募金について任意性を担保しながら募金活動を行えるよう、周知・啓発に取り組みます。

(2) 松本市民生委員・児童委員協議会の運営支援

令和7年度の改選に伴い新体制となった民生児童委員活動を支援する事務局として、新体制のもと民生児童委員の負担軽減等、市と協力して活動を支援します。

(3) 福祉団体への支援及び団体事務

市内の地域福祉団体（松本市遺族会、松本市保護司会、松本市ひとり親家庭福祉会、松本市赤十字奉仕団）の事務局として、自主的な団体活動が行えるように必要な支援を行います。

5 児童・高齢者福祉の推進

(1) 児童福祉事業

児童に健全な遊び場を提供し、健康で情操豊かな育ちを支援するため、児童福祉法に基づく児童センター及び放課後児童クラブの運営を行います。

ア 運営施設

(ア) 児童センター（16館・指定管理）

(イ) 放課後児童クラブ（2館・受託）

イ 実施事業

(ア) 放課後児童健全育成事業

就労などの事情で、放課後に保護者が留守になる家庭の小学生を、登録制でお預かりします。

(イ) 一時利用事業

(ウ) つどいの広場事業（13か所）

未就園又は3歳未満の乳幼児と保護者が、気軽に集い交流できる場を提供し、子育てに関する相談を受けたり情報提供等をします。

(エ) 地域との連携事業（地域の方や福祉施設との交流、児童による地域貢献等）

(オ) 自然とのふれあい事業

(カ) 体力増進事業（体力増進指導員による運動あそび等）

(キ) 保護者の子育て支援活動（相談等）

(ク) 地域活動クラブの運営支援

(ケ) 自主事業（子ども運営企画、福祉・ボランティア体験、ウォーキング事業、松本子どもまつりへの参加等）

- (1) 青少年の居場所事業（あがた児童センター）
 - (サ) 運営委員会の開催
 - (シ) 安全計画に基づく防災・防犯訓練
 - (ス) 職員研修（虐待防止、要支援児支援、救命救急等）
 - (セ) その他運営に関わる業務（学校等関係機関との連携、利用者アンケートの実施等）
- (2) 高齢者福祉事業
 - ア プラチナセンター事業の推進
 - (7) 松本市プラチナ大学、生きがい講座の開催
 - (イ) センターの利用団体の活動支援
 - (ウ) 福祉入浴の実施
 - イ 福祉団体の活動支援
 - 松本市高齢者クラブ連合会・プラチナセンター利用者の会への支援
 - ウ 児童福祉・地域福祉担当・地区生活支援員・ボランティアセンターと連携した企画の実施

Ⅱ 暮らしの支援と権利擁護

基本目標

- 利用者が尊厳をもって在宅生活が送れるよう、利用者本位の生活支援と福祉サービスを提供します。
- 地域・生活・在宅・障害の各福祉部門において、様々な福祉ネットワークを構築するため、積極的な地域連携・多職種連携を進めます。

◆ 重点目標

1 暮らしの支援

障がいや傷病、ひきこもり等により日常生活や就労に困難を抱えている方や、複合化・困難化した課題を抱える生活困窮者等を支援するため、当法人の関係部署及び行政、関係機関、民生児童委員等と連携し、アウトリーチ支援による伴走型支援の強化を図り、尊厳あるその人らしい暮らしを支援します。

「松本市生活就労支援センターまいさぼ松本」の運営受託及び生活資金貸付事業により、経済的に困窮している世帯への中長期にわたる家計改善の支援やコロナ禍で実施した生活福祉資金特例貸付の償還困難世帯等へのフォローアップ支援を行います。

また、「ひきこもり等社会参加サポート事業」の受託により、ひきこもり状態にある方や家族への相談支援を行い、訪問を通して信頼関係の構築や社会参加に向けた支援を行います。

2 権利擁護の推進

認知症や障がいなどの理由で判断能力が不十分なことから自ら助けを求めることが困難な方の権利擁護を図るために関係機関と連携し、成年後見制度及び日常生活自立支援事業等に適切につながるよう、相談や手続きの支援を行います。また、成年後見制度利用促進地域連携ネットワークにおける中核機関業務を一部受託し、後見人等の受任調整、市民後見人の育成等に取り組みます。

◆ 事業概要

1 生活・就労の支援

(1) 生活就労支援センター（まいさぼ松本）

さまざまな理由により社会生活に困難を抱えている方に対し自立支援の相談を行い、関係機関と連携して住居の確保や就労、家計再建の支援を行います。

ア 生活困窮者の自立相談支援（ニーズの把握、自立支援計画の作成、関係機関との連絡調整等）

イ 支援調整会議の開催（自立支援計画の協議、計画の共有・評価等）

ウ 家計改善支援（相談者の家計状況の見える化、家計管理の意欲を向上）

エ 食糧支援等の緊急対応

(2) 資金貸付事業

ア 生活福祉資金貸付事業（受託事業）

失業、災害等により一時的に収入が減少した方や、療養、転居、就学等により一時的に費用が必要になった方に対して相談を行い、所得等一定の要件の下で必要な資金の貸付を行います。

イ ぐらしの資金貸付事業（独自事業）

低所得世帯に対し、緊急かつ一時的な理由による生活費の不足を補うため、3万円以内の資金貸付を行います。また、利用世帯の経済状況に応じた償還計画を立て、貸付から償還に至るまで継続的に支援を行います。

ウ 生活相談支援体制強化事業

特例貸付を通じて顕在化したさまざまな地域生活課題に対応するため、全課による組織内連携体制を構築しました。市内全地区を網羅する当会のマンパワーを活かし、困窮課題の把握や特例貸付償還困難世帯等へのフォローアップ支援として償還困難世帯等への訪問等によるアウトリーチ支援をはじめ、さまざまな生活課題を抱えた世帯への相談支援に取り組みます。

(3) ひきこもり等社会参加サポート事業

ア アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

必要な支援が届いていない者や家族に対して、家庭訪問、面談及び同行支援並びに電話等による働きかけを行い、信頼関係を構築しながら必要な支援を届けます。

イ 参加支援事業

支援対象者やその世帯のニーズに対応するため、関係機関と連携し、既存の社会資源の拡充や新規開拓などのコーディネートを行うとともに、支援対象者と参加の場のマッチングを行います。

2 権利擁護の推進

(1) 成年後見支援センター

ア 中核機関業務の推進

「成年後見支援センターかけはし」を構成する2市5村から中核機関業務を一部受託し、専門職を加えた松安筑成年後見ネットワーク協議会を開催します。後見制度を必要とする人が速やかに支援につながるよう、行政や支援機関からの2次相談に対応するとともに、制度の理解の推進に務めます。

また、家庭裁判所と連携を深め、後見人等からの相談に応じ、中核機関業務の推進を図ります。

イ 担い手育成・活動支援

成年後見制度利用促進法における第2期基本計画の柱でもある担い手育成について、今まで構築してきた土壌を活かし、引き続き担い手として活動できる市民後見人の育成を行います。身上保護を重視した取組みを求められているため、フォローアップ研修や実務実習、情報交換会等を計画的に実施し、市民後見人として安心して適切に後見活動が行えるように支援します。

ウ 法人後見の受任

認知症や障がいなどの理由により判断能力が十分でない方が、その人らしい生活が継続できるように、成年後見制度利用促進専門委員会（受任調整）の判断により、法人として後見人を受任します。

(2) 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な方に対して、自立した地域生活が送れるよう福祉サービスの利用援助等を行います。

ア 福祉サービスの利用援助

イ 日常生活費の管理

ウ 消費契約及び行政手続等に関する援助

Ⅲ 介護サービスの提供

基本目標

- 利用者が尊厳をもって在宅生活が送れるよう、利用者本位の生活支援と福祉サービスを提供します。
- 地域・生活・在宅・障害の各福祉部門において、様々な福祉ネットワークを構築するため、積極的な地域連携・多職種連携を進めます。
- 地域・生活福祉部門と介護・障害福祉部門の両輪による、持続的な組織運営を基本とします。

◆ 重点目標

1 経営の安定化

各事業所では、利用者確保や稼働の維持・向上に努めるとともに、人件費や運営コストを適切に管理し、収支バランスの健全化を図ります。デイサービスについては、山間部における事業の今後の在り方を松本市と継続して協議しつつ、令和10年度からの指定管理申請に向けて、安定した健全経営の実現に取り組みます。

2 業務効率化とサービスの質の向上

在宅福祉部門が在宅福祉課へ統合されて2年目となる令和8年度は、事業所間の連携を一層深め、協力体制の強化や知識・技術・情報の共有を進めることで、業務の効率化とサービスの質の向上を図ります。

◆ 事業概要

1 安定経営に向けて

(1) 目標設定と実績検証

ア 事業所ごとの目標設定に対する毎月の事業運営の分析と評価

(2) 営業の改善・効率化

ア 四賀デイサービスの営業日の見直し

イ 西部訪問入浴介護事業所の稼働の安定化

ウ 制度改正・報酬改定に対応した事業運営

エ 積極的な加算の取得による報酬の確保

(ア) 処遇改善加算の上位加算（継続）

(イ) サービス提供体制強化加算（通所介護・訪問入浴）

(ウ) サービス提供体制強化加算Ⅰ（継続）（通所介護：安曇・梓川・波田・四賀・北部・東部、本所訪問入浴）

- (エ) 特定事業所加算（居宅介護支援、訪問介護）
 - ・特定事業所加算Ⅱ（継続）（居宅介護支援、訪問介護全事業所）
- (オ) その他の加算取得へ向けた取組みの強化

オ 利用者数を基準とした人員の適正配置

(3) 人材の確保・定着・育成

- ア 福祉の職場説明会等への参加、ハローワークとの連携強化
- イ 介護福祉士を養成している大学、専門学校等へのアプローチ
- ウ 若年層、有資格者等人材の確保、受入れ
- エ 外部研修への積極的な参加、職員の能力向上とキャリア形成
- オ 内部研修・勉強会の実施
- カ 資格取得の促進及び支援
- キ 事業所間の職員の交換研修

(4) 事業継続計画（BCP）の管理・運用・改善

- ア BCPの研修、訓練の実施
- イ 利用者、地域の情報の収集と共有

(5) 地域・生活福祉部門と両輪による組織運営

- ア 地域・生活福祉部門との情報共有、関係職員による利用者の包括的支援
- イ 利用者の地域の困りごとを把握、地区の生活課題として関係機関につなげる
- ウ 特殊詐欺被害防止への取組み

(6) 虐待防止・身体拘束適正化の体制の強化

- ア 虐待防止委員会の定期開催（委員会は身体拘束適正化と一体的に実施）
- イ 虐待防止及び身体拘束適正化のための研修会の実施

2 介護保険サービス等事業

(1) 居宅介護支援事業

- ア ケアプラン、予防プランの作成、モニタリング及び相談業務
- イ 関係者・関係機関等との情報交換・連携
- ウ 各種研修会・勉強会・事例検討会議等への参加及び開催
- エ 主任ケアマネジャーの育成
- オ 実習生・研修生の受入れ

(2) 訪問介護事業（介護保険事業、障がい児・者居宅介護事業）

- ア 訪問介護計画書、利用者状況報告書の作成及び相談業務
- イ 身体介護、生活援助、通院等乗降介助サービスの提供（介護保険事業）
- ウ 身体介護、家事援助、同行援護等の実施（障がい児・者居宅介護事業）
- エ 研修会への参加・実施
- オ 実習生・研修生の受入れ
- カ 関係者・関係機関等との情報交換・連携

(3) 訪問入浴介護事業（介護保険事業・在宅入浴事業）

- ア 訪問入浴介護計画書、利用者状況報告書の作成及び相談業務
- イ 訪問入浴サービスの提供
- ウ 研修会への参加・実施
- エ 関係者・関係機関等との情報交換・連携

(4) 通所介護事業（デイサービス事業及び介護予防教室事業）

- ア 通所介護計画書、利用状況報告書の作成及び相談業務
- イ 通所介護サービスの提供
- ウ その他の通所介護サービスの提供
 - ・認知症対応型：梓川・北部
 - ・地域密着型：安曇・奈川
- エ 通所型サービスA事業（介護予防教室）の提供（安曇・梓川・四賀）
- オ ナイトケア事業の実施（北部・東部）
- カ 研修会への参加・実施
- キ 地域の小・中学校との交流・連携
- ク 利用者の家族向け介護者教室の実施（北部・東部）
- ケ 地域ボランティア、学生ボランティア・職場体験の受入れ

(5) 地域包括支援センター

- ア 総合相談支援（地域住民の福祉に係る相談、制度の紹介、関係機関との連絡調整）
- イ 介護予防ケアマネジメント
- ウ 高齢者の権利擁護（虐待防止や特殊詐欺対策の推進、成年後見制度の紹介等）
- エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援（支援ネットワークの構築、介護支援専門員への支援）
- オ 受託センター（南部、南西部、西部の3センター）の連携

Ⅳ 障がい者福祉の推進

基本目標

- 利用者が尊厳をもって在宅生活が送れるよう、利用者本位の生活支援と福祉サービスを提供します。
- 地域・生活・在宅・障害の各福祉部門において、様々な福祉ネットワークを構築するため、積極的な地域連携・多職種連携を進めます。
- 地域・生活福祉部門と介護・障害福祉部門の両輪による、永続的な組織運営を基本とします。

◆ 重点目標

1 利用者への支援・援助

- (1) 利用者が、自己決定に基づいて主体的な生活を営むことができるよう、サービスの提供・助言を行います。
- (2) 利用者の個性を大切にするとともに、他の利用者や職員と共に社会生活を営むことの喜びを感じられるよう、サービスの提供・助言を行います。
- (3) 全体研修や自己研鑽により職員の資質の向上を図り、利用者に目が届く、安全な事業所の運営を行います。

2 安定した事業所運営・選ばれる事業所運営

- (1) 取得可能な加算を取得し報酬額の向上を図り安定した事業所の運営を行います。
- 新 (2) 新たに「障害者支援事業等管理運営」を設け、各施設の事業や収支状況を把握し、適切な人員配置や設備等の更新を行います。
- 新 (3) 職員は、障がい者支援の専門職として必要な資格の新規取得、更新に積極的に取り組みます。
- (4) 関係機関や関係者との情報の共有を綿密に行い、利用者・ご家族・地域住民等から選ばれる事業所運営を行います。

3 地域共生社会の実現に向けた取組み

- (1) 地区や町会等の行事に積極的に参加し、地域と共に生きる喜びを醸成します。
- (2) 本会の強みや特性を生かし、地域福祉との連携や課を横断した総合的な支援を行い、地域に開かれた事業所運営を行います。

◆ 事業概要

1 障がい者在宅支援

(1) 障がい者相談支援（相談支援センターにじ）

ア 障がい者が在宅で快適な日常生活を送れるよう、個別支援計画、サービス等利用計画の作成およびモニタリングの実施

イ 障害福祉サービスを提供する事業所、関係機関との連携強化

新 (2) その他の支援（松本市より受託）

ア 犯罪被害者等支援として、日常生活支援サービスの利用計画の策定

2 児童発達支援

(1) しいのみ学園

ア 児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業における子どもの状況に応じた適切な発達支援と療育の質の向上

イ 市担当者、医療的ケア児童コーディネーター、医療機関との連携強化

ウ しいのみ学園から保育園等へ移行した園児の並行通園の受入れ

3 日常生活・地域活動支援

(1) 心身障害者福祉センター

在宅障がい者の外出の機会をつくることで、仲間との出会いや活動を増加し、ともに生きることの喜びや楽しさを実感できる場所づくり

ア 仲間との交流と訓練・学習・創作活動の場「やまなみ学級」の実施

イ 重度の障がい者であっても自分らしさを表現する各種講座の実施

ウ 聴覚高齢者デイサービス「デフクロバー」・「すまいる」による社会参加

エ 通所困難な障がい者の送迎サポートの実施

4 就労継続支援

障がいや病気等により、一般企業での雇用が難しい方に対して、体調や特性に合わせた自分のペースで働ける場所を提供し、作業や日常生活を通して一人ひとりが社会参加へのステップアップを目指します。

(1) 各事業所共通の取組み

ア 各養護学校および関係機関との連携を図るとともに、見学や体験の受入を積極的に行い新規利用者の安定確保に努めます。

イ 利用者の特性を勘案した継続的支援により、通所率を向上させ経営の安定化に努めます。

ウ 受託作業の継続的な確保と、自主事業を充実させることで工賃アップを図り、働くことの達成感と生活基盤の安定を目指し、一般就労へのステップアップに向けた意識の醸成を図ります。

エ 地域住民、関係団体、当会が連携し利用者の社会参画、生きがいづくりにつながる機会を創出します。

(2) 事業所ごとの取組み

ア 希望の家

- (ア) 自助具等を用い利用者の特性や、能力にあった作業をきめ細かく支援します。
- (イ) 気持ちよく活動ができるよう、作業スペースの整理整頓をはじめ、施設内の表示物や、温度管理等適正な環境づくりに努めます。
- (ウ) 地域イベント等への積極的な参加によりの地域交流の推進を図ります。

イ 喫茶「C a f e ポリジ」

- (ア) カフェという開かれた場で、利用者の特性に合った作業を支援するとともに、お客様との交流により、コミュニケーション力の向上を目指します。
- (イ) 地域の方々にとっても、ホッとする場所であるために、季節に合った雰囲気装飾の工夫や、メニューを考案します。

ウ 岡田希望の家

- (ア) 大規模改修が終了し、新施設での運営再開にあたり、近隣の方やボランティアとの連携の再構築を図るとともに、地域行事への参加等により地域住民との交流を積極的に実施します。
- (イ) 利用者自らが立案、実施する活動（リフレッシュの日等）による自立生活力の向上を支援します。
- (ウ) 作業能力向上のため、利用者全員が同じ作業をできるような支援体制の確立を目指します。

エ 南ふれあいホーム

- (ア) 「にじいろ工房」の充実への取組みでは、販売先の新規開拓、新商品の開発等を進めます。
- (イ) 効率よく販売するため、食パンの注文販売を実施します。
- (ウ) 工房での作業を通して、利用者と職員のレベルアップを図ります。

新 (エ) C a f e ポリジとのコラボで、パンとコーヒー等をセットにして販売します。

オ 北ふれあいホーム

- (ア) 利用者の安定確保と通所率の向上のため、送迎サービスを実施します。
- (イ) 新たな自主製品の開発と、「おひさまベーカリー」の充実に取り組みます。
- (ウ) パンの製造販売を通じて就労意欲の増進と社会参画を図ります。

カ 障がい者就労センター・はた

- (ア) 農福連携及び地域連携の取組みによる利用者の外部就労機会を増やし、社会参画を図ります。
- (イ) 農作物・木工品・手芸品の製造充実と販路の拡大や販売会の複数開催により収入の向上を図ります。
- (ウ) 魅力ある事業所づくりに向けて、体力づくりも兼ねたレクリエーションや屋外活動への取組みを実施します。

5 共同生活援助 グループホーム（井川城「にじの家」 水汲「つむぎの家」）

(1) 利用者への支援

ア 利用者の自立した生活のための助言、また休日の過ごし方や行事について提案する等、その人らしさ、思いを大切にしたい支援を実施します。

(2) 安心・安全・安定の事業所運営

ア 災害発生時や緊急時の対応の周知徹底と職員体制の明確化を図ります。

イ 両施設とも常時満床を目指すとともに、可能な加算等の取得による給付費の確保に努めます。

ウ ショートステイ水汲の稼働率向上に向けて取り組みます。

(3) 地域共生社会に向けた取り組み

ア 地域連携推進会議の開催し、地元町会等の理解と協力体制を推進します。

イ 町会・公民館活動、ボランティア等への積極的参加を促します。

ウ 関係機関・職員との情報共有を図ります。

6 安全利用への取り組みと地域・団体等連携

(1) 委員会の開催、研修・訓練の実施

ア 虐待防止・身体拘束適正化の体制強化

イ 業務継続計画（BCP）の管理・運用

ウ 感染症対策の体制強化

(2) 地域や団体と連携して行うイベントの開催

ア 総合社会福祉センター「ふれあいまつり」の開催

イ 障がい児者及び家族のリフレッシュ事業「ふれあいバスハイク」の実施

新 ウ 障がい児者の家族に向けた「親なき後」対策の講演会開催

(3) 福祉団体の支援

ア 本会を拠点に活動している福祉団体への協力

（ア）松本市身体障害者福祉協会

（イ）松本市しいのみ会

（ウ）松本市手をつなぐ育成会

Ⅴ 組織の基盤強化・発展

基本目標

- 事業と組織について住民の理解を深めるため、積極的に情報公開を行い、説明責任を果たします。
- 職員が互いを思いやり、共に成長するために、組織内の連携を強め、働きやすい職場環境づくりを進めます。

◆ 重点目標

1 持続可能な組織体制の構築

持続的な組織運営を目指し、経営安定化計画に基づき指定管理を受けている事業、非収益事業の生産性を考慮し、事業の受託・継続等を検討し財政改善を図ります。

2 人材確保の安定化

人材確保と均衡均等待遇の対応を図りつつ、財政に応じた人件費の調整を行います。
また、職員の意欲、実績等を評価し、人事・給与に反映させるために、新たな人事考課制度を検討します。

◆ 事業概要

1 組織管理・運営

(1) 組織の管理運営・会務

- ア 経営会議の開催（毎月1回）
- イ 理事会の開催（定時3回）
- ウ 評議員会の開催（定時3回）
- エ 新制度制定時の労使協定に基づき、令和7年度決算確定後に労使協議を行い、給与及び昇給等を決定します。

(2) 経営安定化計画の推進

令和6年度に策定した経営安定化計画に沿った取組みを進めるほか、補助・受託事業について委託元との協議を継続します。

(3) 広報の充実

ホームページ及びSNSを有効活用します。

(4) 施設の管理運営

- ア 総合社会福祉センターの管理運営（指定管理）
- イ 北部福祉複合施設（ふくふくらいう）の管理運営（受託事業）
- ウ 梓川福祉センターの管理運営（指定管理）
- エ 奈川屋内スポーツ施設ほのぼの広場の管理運営（指定管理）

2 人材の確保・育成・労務管理

(1) 人材の確保・育成

- ア 社協職員としての基礎研修や、キャリアアップ制度に沿った階層別研修を引き続き実施します。また、各職域において必要な資格・能力の取得を進め、弾力的な組織運営ができる体制を整えます。
- イ 福祉人材養成校からの要請に応え、社会福祉法人として人材育成に貢献していくため、社会福祉士養成のための実習生の受入れを行います。

(2) 人事考課制度の構築

人事考課制度について協議を行います。

(3) 労務の適正管理

労働災害や感染症拡大を防止するために、職員衛生委員会の活動を推進するとともに、メンタルヘルスや交通安全等の研修を行います。

令和8年度 松本市社会福祉協議会
事業計画書

〒390-0833 松本市双葉4番16号
松本市社会福祉協議会
TEL 0263-27-2000 FAX 0263-27-2239